

令和6年度 独立行政法人統計センター契約監視委員会議事概要

開催日時 及び場所	令和6年5月 27 日(月) 独立行政法人統計センター 第1会議室															
メンバー (敬称略)	<table> <tr> <td>委 員 長</td> <td>藤谷 譲人</td> <td>弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長(弁護士)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>小笠原 直</td> <td>監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員(公認会計士)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>内野 恵美</td> <td>公認会計士・税理士</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>林 奈津子</td> <td>独立行政法人統計センター監事</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>布施 伸枝</td> <td>独立行政法人統計センター監事</td> </tr> </table>	委 員 長	藤谷 譲人	弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長(弁護士)	委 員	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員(公認会計士)	委 員	内野 恵美	公認会計士・税理士	委 員	林 奈津子	独立行政法人統計センター監事	委 員	布施 伸枝	独立行政法人統計センター監事
委 員 長	藤谷 譲人	弁護士法人エルティ総合法律事務所 所長(弁護士)														
委 員	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員(公認会計士)														
委 員	内野 恵美	公認会計士・税理士														
委 員	林 奈津子	独立行政法人統計センター監事														
委 員	布施 伸枝	独立行政法人統計センター監事														
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価について (2) 令和6年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画について (3) 契約監視委員会で審議が必要な契約案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 競争性のない新たな随意契約案件 ② 令和4年度・5年度2か年度連続の一者応札・応募案件 3. 理事長挨拶 4. 閉会 															
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価(案)について審議を行い、原案のとおり承認を得た。 2. 令和6年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画(案)について審議を行い、原案のとおり承認を得た。 3. 契約監視委員会で審議が必要な契約案件 <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない新たな随意契約案件については審議無し(対象案件なし)。 ・令和4年度・5年度2か年度連続の一者応札・応募案件については審議を行い、原案のとおり承認を得た。 															

【議事1】資料2 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価	
2 重点的に取り組む分野 (2) 新規参入業者の拡大	
質問・意見	回答
<p>令和5年度から開始したオープンカウンタ方式について、6年度においては、これまでの庁舎の掲示場所への公示のほか、ホームページ掲載を併用して公示していくとの事だが、5年度において掲示板への公示は新規参入業者からの見積書の提出がなかったことから効果がないという検証結果であれば、事務負担を考慮し、6年度はホームページのみの掲載としてはどうか。</p>	<p>庁舎の掲示場所への公示については、過度な事務負担となっていないことから、新規参入業者の拡大にむけ、6年度は、掲示場所への公示とホームページ掲載とを併行して運用させて頂き、引続き効果等を確認していきたい。</p> <p>また、統計局では、7年度に実施される国勢調査に係る調達があり、新規業者が来庁することも想定され、統計センターへの新規参入も考えられることから、6年度は併行して運用していきたい。</p>
<p>国勢調査の調達に参入するために来庁する業者を統計センターの調達にも参入してもらう取組は良いと思うので、統計局と連携し、統計センターの調達案件にも参入頂けるような工夫を検討頂きたい。</p>	<p>統計センターの案件を広く周知するため、令和6年1月より、掲示場所のほか、統計局にも協力を頂き、統計局の契約担当窓口に統計センターの調達案件についても掲示させて頂いているところ。</p> <p>引続き統計局にも協力を頂きながら、新規参入業者の拡大に努めていきたい。</p>
<p>インターネットで検索した業者への見積もり依頼、声かけについては、どの程度行ったのか。</p> <p>また、その効果はどの程度あったか。</p> <p>以前の契約監視委員会で、公平性の観点から自重していると聞いたように記憶しているが、問題ないか。</p>	<p>60件程度の備品・消耗品の購入案件のうち、新たに16者に見積もりを依頼し、そのうち11者から見積書の提出があった。</p> <p>検索した業者への見積もり依頼については、一定程度の効果があったと考えている。</p> <p>一般競争入札案件においては、公平性等の観点から問題となるが、この取組みは従来から任意に見積もり依頼を実施している少額随意契約に限って実施しているものであり、問題ない。</p>
<p>新規参入業者が大幅に増えた点は評価できるが、新たに参入頂いた者を定着させることが重要であると考えるが、現状はどのような状況か。</p>	<p>大企業に限らず、一部の業務は新規に参入のあつた小規模の事業者も継続して参入頂けている状況である。</p>
<p>新規参入業者の目標に9者以上あるがこれはいつ設定したものなのか。</p> <p>目標となる数字の設定については、取り巻く状況等も考慮したうえで、考え方を整理し、設定頂きたい。</p> <p>また、目標に対する結果に一喜一憂するのではなく、要因分析を行い、引続き改善に努めて頂きたい。</p>	<p>目標の数字は、昨年5月末の契約監視委員会での指摘を踏まえ、試験的に設定させて頂いたところであり、9者以上という目標は、4年度の新規参入業者の数を踏まえて設定させて頂いた。</p> <p>ただし、相手方もあることあり、また予算の状況や案件も事業の周期等により異なってることから数値目標は設定しにくいため、今後は新規業者へのヒアリングを積極的に行うなど、引続き新規参入の拡大に努めていきたい。</p>

【議事1】資料2 令和5年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画の自己評価	
2 重点的に取り組む分野 (2) 新規参入業者の拡大	
質問・意見	回答
<p>新規参入業者の拡大にかかる定量目標は1つのプロセスであり、この定量目標がクリアできたことにより、大幅に新規参入業者の拡大が図られたと理解しており、非常によい流れだと考える。</p> <p>目標とする数字だけではなく、定性的な意味・意義を勘案して目標に繋がるよう進めて頂きたい。</p>	<p>承知した。</p> <p>競争性を確保するため、一者応札の改善にむけて、引き続き新規参入業者の拡大に努めていきたい。</p>
3 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 納品成果物の確認	
<p>ソフトウェア等の無形資産についても検査体制を明確にし、検査を実施して頂きたい。</p>	<p>承知した。</p> <p>引き続き有形資産、無形資産に限らず、適切に確認し、検収の徹底を図りたい。</p>

【議事2】資料3 令和6年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画	
2 重点的に取組む分野 (1)一者応札・応募に係る改善	
質問・意見	回答
<p>入札説明会のオンライン化の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> トライアルという認識だが、非常に意欲的な取組みだと思う。他の独法の状況及び統計センターのオンライン化にむけた進捗状況はいかがか。 統計センターはセキュリティーの環境が厳しく、オープンソースを活用したオンライン会議などができるないという印象があるので、利用者が使いやすい環境(方法)で実施して頂きたい。 入札説明会のオンライン化を進め、参加者の拡大を図るというのは大きな目標であるが、同時に統計センターの統計業務は政策決定の面でも非常に重要であり、昨今はランサムウェアなどの攻撃もあることから、セキュリティー面等も十分に配慮したうえで進めて頂きたい。 	<p>入札説明会のオンライン化を実施している独法は少ないが、一者応札・応募の改善にむけた利便性向上の一環として、実施している法人を参考にしつつ、検証をしたいと考えているところ。</p> <p>ホームページの閲覧等に支障があると効果も限られるため、システム担当課とも連携しながら、統計センターのセキュリティー環境も踏まえ、オンライン化の実施の可否も含め、検証を進めていきたい。</p> <p>統計センター情報セキュリティポリシーにも基づき、セキュリティ面に十分配慮したうえで、入札説明会のオンライン化の検証に取組んでいきたい。</p>
<p>総務省所管でベンチマークしている独法や調達の合理化にむけた情報交換等を実施している独法はあるか。</p> <p>取組むにあたり、いかにモチベーションを高めながらやっていくかというのが重要な業務である。他の独法も大変な思いをしながら取り組んでいると思われる所以、総務省関連の独法だけでも情報交換をしてはどうか。</p>	<p>現状はホームページ等を活用して、各独法の調達合理化にむけた取組み等を参考としているところ。</p> <p>今後は、意見を踏まえ情報交換の場を設けて、効果的な取組み等の把握や問題点の共有などを実施し、調達の合理化につなげていきたい。</p>
<p>毎年色々な努力を積み重ねてきており、やるべきことを実施してきているという印象がある。その中で、資料としては対前年比という比較の方法だが、定性的な部分もあり、必ずしも前年度の数字を目標にできないという状況だと思われる。契約監視委員会が発足してからの長期的な傾向等をまとめて頂きたい。</p>	<p>承知した。</p> <p>契約監視委員会終了後にとりまとめて送付させて頂く。</p>
<p>現在の物価高騰等の影響等を踏まえると、令和6年度は5年度の新規参入業者数の実績のような数字になるとは限らない。不落や応札者がいないような場合も想定され、事業への影響が懸念されるが、どのように対応していくのか。</p>	<p>物価や人件費の高騰、円安の影響等が実際に生じているところであるが、限りある財源の中から効率的に執行していくしかない現状である。</p> <p>仕様書を作成する前段階から、主管課と連携を密にするなど滞りなく進めていきたい。</p>

【議事3】資料5－2 契約監視委員会で審議が必要な案件

②令和4年度・令和5年度2か年連続して一者応札となった案件

案件番号2：企業調査活動にかかるコンサルティング業務

質問・意見	回答
<p>令和6年度についても一者応札が継続し、令和7年度にむけて引き続き改善にむけた取組みを実施していくことであるが、これは案件番号1：「企業調査支援事業に係るM&Aデータベースの利用」と同様に公募随契に移行するというとか。</p> <p>結果が見えているようであれば、早めに手続きを行うというのも1つの方法としてあるかと思うが、どのような判断でそのような手続きが実施されるのか。</p>	<p>企業調査活動にかかるコンサルティング業務については、企業調査支援事業において担当職員が企業会計に係る専門的な知識を必要とするため、外部有識者からアドバイスを受けたり、研修を受講する業務内容となっている。</p> <p>この内容から、他の業者の参入余地があり、相手方が一者に限られているものではないため、一般競争入札を継続し、引き続き一者応札の改善にむけた取組などを行っていく。</p> <p>なお、6年度の調達においても、複数者へのヒアリングや、仕様面でも対面形式であった相談対応をWEB形式とするなどの要件緩和も行ったところであるが、結果のとおりであり、継続して改善に取組んでいきたい。</p>
<p>本業務は今後も毎年度契約が発生していくという認識でよいか。</p> <p>また、他の業者へのヒアリングを実施したことであるが、その状況や応札できなかつた理由等があれば教えて頂きたい。</p>	<p>本業務は毎年度契約を実施していく予定である。</p> <p>ヒアリングについては、統計局で実績のある複数者と実施しているが、結果、他の業務の受注や人材確保の観点から参加頂けなかつたという現状である。</p>
<p>他の案件の時期も影響しているということであれば、入札時期を早めると、改善されることもあるのではないか。</p> <p>また、人材不足の問題については、今後も継続すると思われ、根本的な見直しも必要ではないかと思われる。</p> <p>いずれにしても、随意契約を行う判断基準を整理し、数字を操作していると思われないように調達頂きたい。</p>	<p>事業の規模感、金額の大小等、会社としての判断等もあると思われ、一概に入札時期を前倒したからといって、応札が見込まれるかというと、正直難しい部分はあると思うが、7年度の調達においては、この点を含めて引き続き検討していきたい。</p> <p>随意契約を行う判断基準について、M&Aの業務については、これまでの入札結果において、一者しかいないことが想定されていたものの、潜在的な業者がいることも想定されることから、安易に随意契約を実施するのではなく、公募を行い、他に対応できる業者がいないことを確認したうえで随意契約を締結している。</p> <p>コンサルティング業務については、一般的な業務であり、複数者の参加が可能であると判断できることから、一般競争入札を実施している。なお、随意契約を行う判断基準については、「独立行政法人統計センタ－会計規程」第41条に基づき判断しており、随意契約を実施する際は、随意契約適正化検証チームに諮り、引き続き適切に対応していきたい。</p>

【議事3】資料5－2 契約監視委員会で審議が必要な案件

②令和4年度・令和5年度2か年連続して一者応札となった案件

案件番号2：企業調査活動にかかるコンサルティング業務

十分な準備期間の確保に努めたとのことだが、令和4年度と比較してどうなのか。 また、公告期間の見直しについても10日間の延長を実施したことだが、当該案件については、4年度から取組みを実施しているのか。	業務を実施するための準備期間については、令和4年度は2月7日に公告し、十分に確保していたところであるが、さらにその期間を拡大し、令和5年度については1月30日に公告したところ。 また、公告期間についても4年度は21日間であったところを32日間としている。
限度はあると思うが、さらに準備期間や公告期間を確保すれば効果がでるものなのか、考え方や事務のやり方に何か制限的なものはあるのか。	準備期間等をさらに確保することにより、より参入しやすい状況になると想定される。 準備期間等をさらに確保する事による調達時期の前倒しについては、案件番号2:「企業調査活動にかかるコンサルティング業務」については、業務内容からも調達時期が縛られる案件ではないため、主管課との相談にもなるが、時期を早めて調達することは可能ではないかと思われる。 なお、案件番号1:「企業調査支援事業に係るM&Aデータベースの利用」については、参入業者が一者しかいない現状が続いているが、競争性の確保を基本に公募手続きを早期化し、手続きを進めていきたいと考えている。
競争参加資格の拡大について、当該等級の1級下位の参加等級を加えたとのことだが、品質確保の観点もあると思うが、さらに1級下位を加えるなども可能なのか。	1級下位の参加等級を加えたことにより、全ての者が参加できるようになっている。 これは、単に1級下位を加えたわけではなく、業務内容がデータを購入するという単純な内容であることから、金額等も踏まえ総合的に判断して1級下位の参加等級を加えたところである。
調達時期が年度末の時期であり、国も民間も繁忙期だと思われる。例えば12月などもう少し早めに調達を実施することは可能か。	業務内容から調達時期が縛られる案件ではないと想定されるため、主管課と相談のうえ、調達時期を早めるなど一者応札の改善にむけた取組みを引き続き実施していく。